

社労連第125号
平成24年3月14日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田 修
(公印省略)

歳入庁構想に関する全国社会保険労務士会連合会の見解について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、正副会長会での協議を経て、今般、歳入庁構想に関する当連合会の見解を別添のとおり取りまとめ、本日、関係報道機関に向けたリリースを行いましたのでご報告申し上げます。

つきましては、貴会におかれまして本件に関連する意見等を表明する機会がございましたら、本見解の趣旨を踏まえたご対応を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

(担当：業務部企画課)

歳入庁構想に関する全国社会保険労務士会連合会の見解について

平成24年3月14日
全国社会保険労務士会連合会

歳入庁構想に関しては、平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定『社会保障・税一体改革素案について』及び2月17日閣議決定『社会保障・税一体改革大綱』において、「歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。」とされ、民主党の社会保障と税の一体改革調査会では、3月1日に「歳入庁」創設のための作業部会を設置し、具体化に向けて検討が開始されたところである。

この構想の基本的な枠組みはまだ明らかにされていないが、平成19年5月に民主党が衆議院に提出した「歳入庁設置法案」をそのまま踏襲するものであれば、歳入庁の所掌事務の中には、「社会保険労務士に関すること」が含まれているものの、歳入庁における社会保険労務士の業務範囲が不明確である。

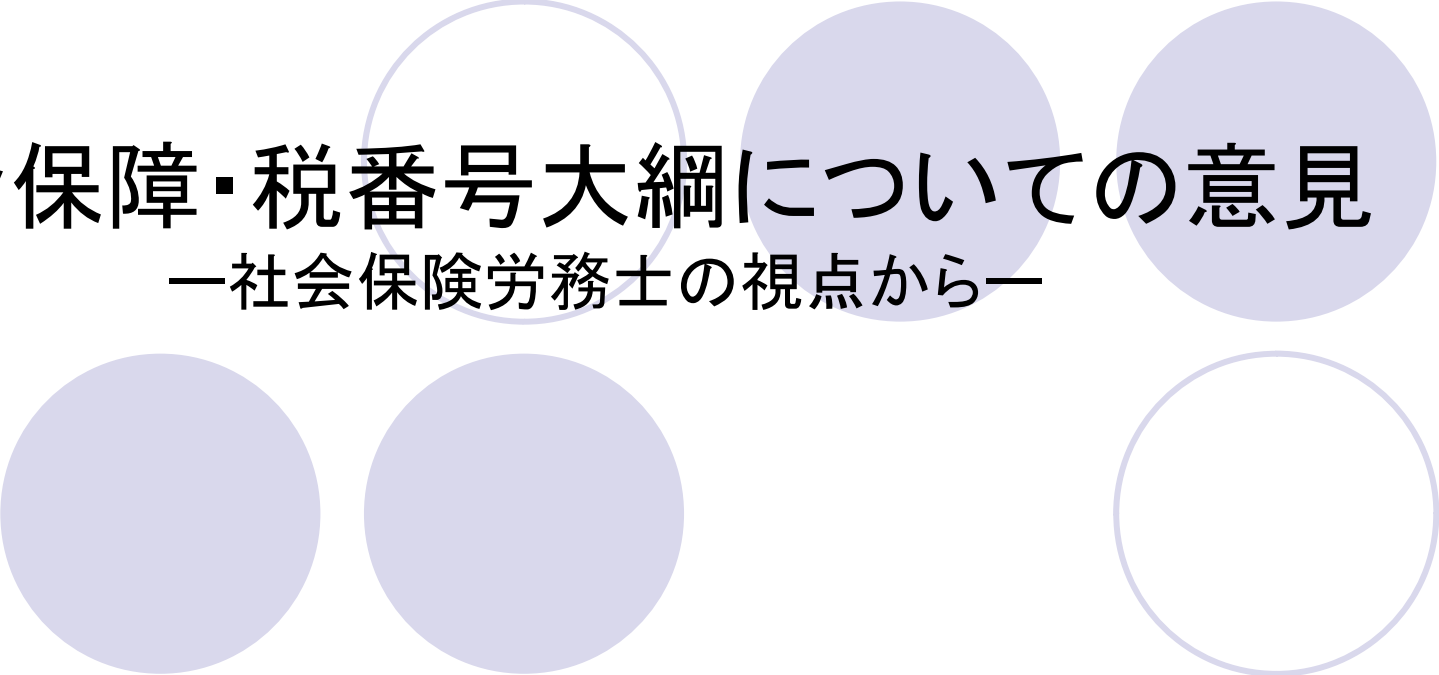
もとより、労働社会保険の手続は、労働社会保険諸法令の規定に基づき、適正に行われるべきものであり、手続義務者に代わって行うことができるのは、当該法令に関する幅広い専門知識・能力を有する社会保険労務士であることに何ら疑義の生じる余地はなく、仮に歳入庁が設置され、申請書等の提出先が歳入庁となっても、単に手続上の提出先が変わることに過ぎないものである。

社会保険労務士は、厚生労働省の管轄の下、「労働社会保険諸法令等」の専門分野に関する国家試験を経て、国家資格者として、その知見を活かし専門分野の業務を行っており、社会保険労務士の存在は、年金記録問題解決への対応等で国民の支持を得ている。

全国社会保険労務士会連合会としては、歳入庁が設置されても、社会保険労務士の業務範囲については、何らの変化を生じるものではなく、今後も専門性を高め、業務を通じて、国民生活の向上に貢献していくべきであると考えている。

については、今後歳入庁設置に向けた検討が行われる際には、国民生活の向上に資するという見地から、労働社会保険諸法令の分野で社会保険労務士の役割を活かした制度とされるよう求めるものである。

なお、共通番号制度については、すでに、『社会保障・税番号大綱についての意見－社会保険労務士の視点から－』（平成23年10月3日付）において、労働社会保険（年金、健康保険、介護保険、労災保険、雇用保険）には番号が付番されていることを踏まえ、慎重に対応すべきであると求めているところである。



社会保障・税番号大綱についての意見

— 社会保険労務士の視点から —

平成23年10月3日
全国社会保険労務士会連合会

1. 「番号」制度導入に当たっての留意点

◆「番号」制度の理念

①より公平・公正な社会、②社会保障がきめ細やかかつ適確に行われる社会、③行政に過誤や無駄のない社会、④国民にとって利便性の高い社会、⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

「番号」制度はIT社会に不可欠なインフラであること、また、上記の「番号」制度の5つの理念について、異論を唱えるものではない。

しかし、「番号」制度の将来ビジョン・構想に対するさらなる議論を踏まえ、「番号」制度を実現するための具体的な方法論(ユースケース等)を示したうえでの、議論・検討をすべきものとする。今後予定される制度等の検討にあたっては、以下の事項を踏まえた慎重な検討がなされることを望むものである。

①国民に対して、多くのユースケース(利用事例)を示したうえで、どんなときに、どの程度便利になるのかを明確にすること

②新たな「番号」を付与することで、関係する、行政・民間機関で大規模なシステム構築・改修の必要性が想定されることから、実際に想定される導入費用、管理維持費用、行政コスト削減額等をより正確に試算すること

③基礎年金番号でもなく、住基ネットでもなく、所得等の情報を把握するための新たな「番号」を基礎とすることの必要性を明確にして、示すこと

④検討過程を透明化するとともに、制度構築過程における関係者・専門家の参画を求めること

2. 「番号」制度導入の目的と効果の精査 (別紙参照)

- 「番号」制度導入により効果が期待されるもの
 - 社会保障のうち社会福祉については、所得と直接関係する部分であることから新たな「番号」を用いた税との一元管理を行うことで一定の効果が期待できる

- 「番号」制度導入により効果が薄いと考えられるもの
 - 社会保険(年金、健康保険、介護保険、労災保険、雇用保険)については、既に番号が付番されており、「番号」制度導入の効果が見込まれるユースケースに乏しい

3. 費用対効果の検証(その1) (別紙参照)

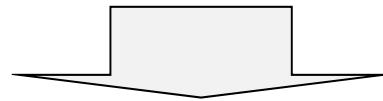
- 「番号」制度の導入に向けた情報のリンク(紐付け)

<新たな「番号」との紐付けが想定される既存情報>

基礎年金番号、健康保険記号・番号、雇用保険被保険者番号、

雇用保険受給資格者証支給番号、事業所整理記号、労働保険番号・・・各情報等

- ・紐付け作業で想定される人的ミス等のリスク管理
- ・作業にかかる膨大な事務量とコスト



1. 年金記録問題が未だ解決されていない中で、新たな「番号」を紐付けすることによる問題が発生するのでは？との懸念がある

2. 費用対効果の検証を含め、既存番号と新たな「番号」の二元管理による問題点の詳細な検討が必要



【参考】

第6回社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（平成23年2月23日） 日本年金機構提出資料抜粋

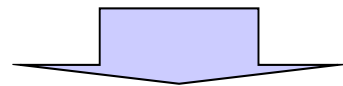
実務上の観点から下記の点につきご配慮いただきたい。

- (1) 一定の場合には日本年金機構で使用している既存の番号（基礎年金番号・事業所整理記号）を本人等との間で使用し続けることが必要と考えている。
- (2) (1)以外の場合については、国民との間では社会保障・税に関わる番号を使用することとするが、年金情報の内部管理をおこなう上では、引き続き基礎年金番号、年金手帳番号及び事業所整理記号を保有・使用することが必要と考えている。
- (3) 年金分野においては、一度被保険者となった者が死亡した場合や法人が閉鎖された場合も引き続き管理する必要があることから、社会保障・税に関わる番号においても一度付番された番号は再び用いられないようにしていただきたい。
- (4) 番号がより一層の効果上げるためには、個人情報の保護には留意しつつも、その利用に際して過大な制約が課されないようにしていただきたい。
- (5) 番号利用の費用負担については、負担の有無も含め今後検討されるものと考えているが、積極的に利用促進を図ろうとする機関に過大な負担にならないようにしていただきたい。

4. 費用対効果の検証(その2) (別紙参照)

課題

各行政機関・地方公共団体内部における業務間の情報連携の不足



各保険制度にかかる管轄窓口の担当者に、他の保険制度で管理する情報を閲覧できる権限を付与する仕組みの構築

⇒費用・リスク管理の両面において、「番号」制度の導入よりも、はるかに効率的に各省庁間、制度間での情報連携が可能となる

5. 利用者の視点に立った利便性の検討

①国民全てがITの利用を前提とした議論の組み立て

⇒単身高齢者の増加に伴い、ITを利用したサービスを十分に享受できない国民が相当数に上がることが想定されること等、行政サービスを受ける側(国民の間)に格差が生じる恐れがある

②行政関連手続きを行う運用方針が定まっていない

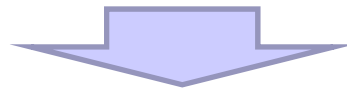
⇒社会保険労務士など専門士業者が、事業主や個人に代わって行う行政手続き業務について、具体的な運用のための方針が示されていない

運用のための方針は、個人(マイ・ポータル)、事業主、専門士業者の関わり方について、実態を十分考慮したうえで、決定していただきたい

6. 電子申請との関連性の明確化

「送信代理」の継続及び拡充

現在、事業主や被保険者が提出する労働社会保険諸法令の手続きについて、社会保険労務士が事業主等に代わり電子申請を行う場合には、事業主等の電子署名を省略し、社会保険労務士の電子署名のみで申請することが可能となっている



① 社会保険労務士など専門士業者が行う電子申請について、新たな「番号」、「マイ・ポータル」、「法人番号」と「代理業」の関連性や運用方法を明確に示していただきたい

② 社会保険労務士に限り発行された電子証明書を用いることで、引き続き、「送信代理」を利用できるようにしていただきたい

7. 「法人番号」の必要性

「法人番号」

- ・会社法人等番号の法令上の根拠を明確化した上で、これを基礎として付番する
- ・会社法人等番号を有しない登記のない法人等に対しては、登記のある法人等に係る会社法人等番号と重ならない番号を付番する

- ・「法人番号」導入の目的ならびに効果が不明瞭である
- ・前述の「3. 費用対効果の検証(その1)」と同じく、「法人番号」と既に法人等事業所に振られている番号(事業所整理記号など)との紐付けについて懸念される点が多い

「法人番号」の検索及び閲覧

「法人番号」は、広く一般に公開されるものであり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用するものとする

わが国には、多数の「個人事業」が存在している実態があることを考慮し、零細事業・個人事業主に対する配慮が必要

8. 我々の提案

- 大綱における提案とは

新たな「番号」は、税と「社会保障」の分野をカバーする番号としているが、当面は税と「社会福祉」の分野における施策の統合を目指しているものと考えられる

「番号」制度導入の目的

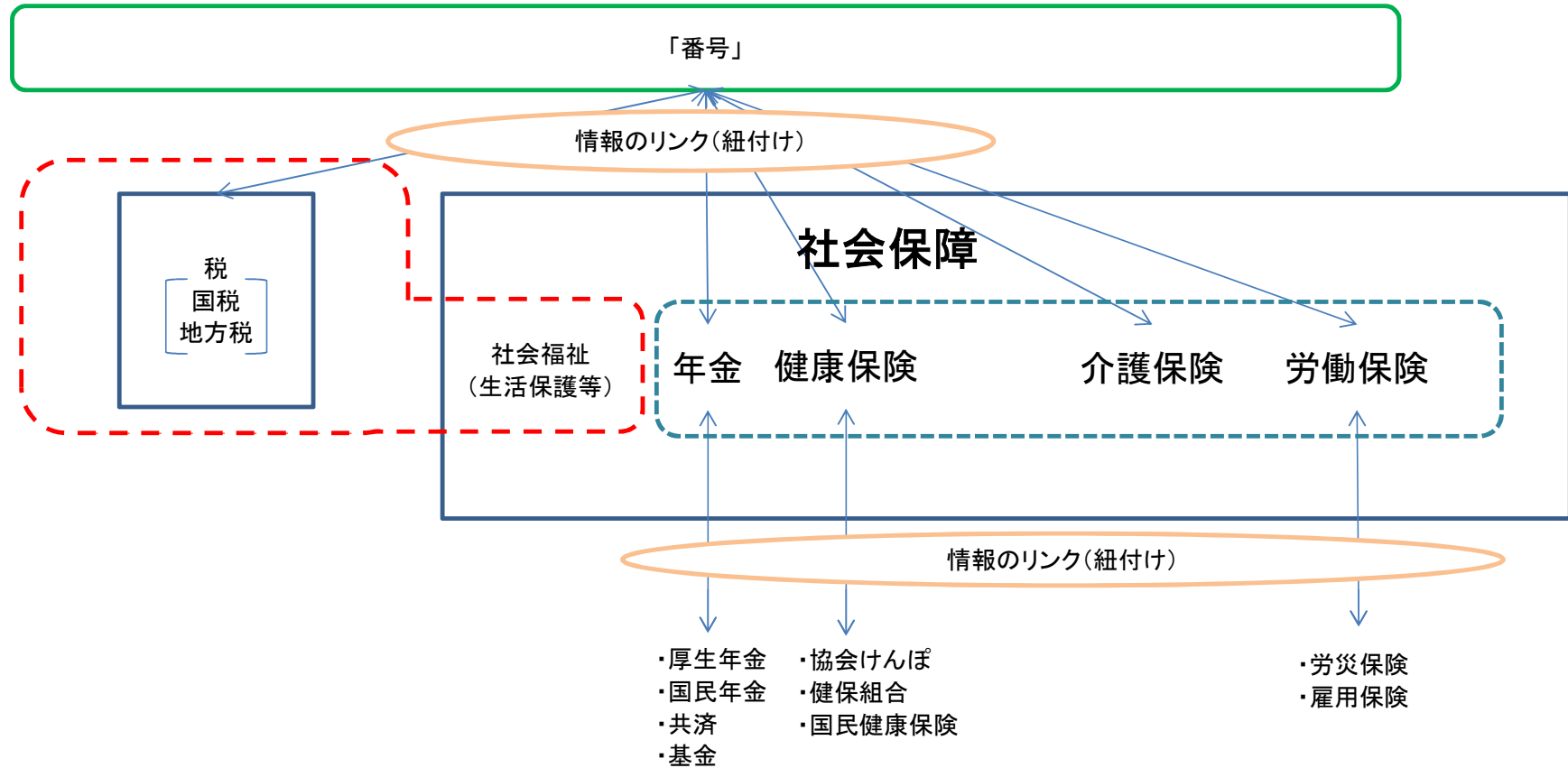
⇒「所得の把握」が優先されるべき課題であり、「社会保障」全般とつなぐ必要性は乏しいと言わざるを得ない

税分野において所得等の情報を把握するために必要な番号の導入が先であると考える

その次の段階として、「社会保障」の中でも、「社会福祉」の分野など給付や負担の基準となる所得等の情報を必要とする一部の分野から「番号」を活用していくことが適当であると考え

【「番号」と社会保障分野の紐付け】

【別紙】



左

1. 所得と直接紐付ける必要があると思われる分野
2. 短期に完結する分野
3. 主に個人単位(世帯単位含む)での枠組み

右

1. 所得と直接紐付ける必要がないと思われる分野
2. 長期的な観点が必要な分野
3. 主に事業所単位での枠組み

年金、健康保険、労働保険分野については、既に各々で事業所番号や個人番号が複数設定されている。国民年金を除いては、主に事業所単位で管理し、適用、徴収等を行っており、特に基金や組合管掌の健康保険については、独自の制度(保険料率、給付額等)を有しており、各々の事業所、それに属するサラリーマンや扶養家族といった膨大な情報の紐付けを行う必要がある。

したがって、現行制度を維持し、新たな「番号」を紐付けする過程で、既存の番号の漏れや誤りが起こることが想定される。